

社外高度人材に対するストックオプション税制

- スタートアップが、兼業・副業等の多様な働き方で活躍する国内外の高度専門人材を円滑に獲得できるよう、ストックオプション税制の適用対象者を取締役・従業員から、スタートアップの成長に貢献する社外高度人材にまで拡大し、ストックオプションを利用した柔軟なインセンティブ付与を実現する。
- 申請企業は、社外高度人材を活用して行う事業計画を作成し、主務大臣が認定。認定計画に従って事業に従事する社外高度人材へのストックオプションの付与に関して、税制優遇措置を適用する。

<ストックオプションの付与対象者>

- 取締役、執行役及び使用人
- **一定の要件を満たす社外高度人材**
(例) スタートアップの成長に貢献する業務を担うプログラマー・エンジニア、弁護士等

計画認定

中小企業等経営強化法に基づく 事業計画認定制度について

【社外高度人材活用新事業分野開拓計画の内容】

- ① **設立10年未満**等の要件を満たし**ファンドからの出資**を受ける企業が、
- ② 高度な知識及び技能を有する**社外の人材**を活用し、
- ③ 新事業活動を行い、**新たな事業分野の開拓**を行うこと

主務大臣
基本方針を策定

申請



新規中小企業等
計画を作成

認定、税制・金融支援

社外高度人材活用新事業分野開拓計画において税制優遇措置を受けようとする場合の主な要件

(1)認定対象企業 (2)社外高度人材 (3)社外高度人材の専門性と貢献内容の関連性 の3点で判断

(1)認定対象企業の主な要件

(下記の全てを満たすこと)

- ① 設立10年未満
- ② 資本金10億円以下又は従業員数2000人以下
- ③ 非上場
- ④ ハンズオン支援を行う、ベンチャーキャピタル等から出資を受けている
- ⑤ 大規模法人グループの所有に属さない 等

(2)社外高度人材の要件

(下記のいずれかを満たすこと)

- ① 国家資格を保有 【例：弁護士・会計士等】
- ② 博士の学位を保有
- ③ 高度専門職の在留資格をもって在留
- ④ 大学の教授・准教授
- ⑤ 上場企業・一定の非上場企業で役員・重要な使用人の経験が1年以上
【例：取締役・執行役員等】
- ⑥ 将来成長発展が期待される分野の先端的な人材育成事業に選定され従事していた者
【事業の例】「未踏」、「異能 (Inno) vation」等
【例：プログラマー・エンジニア等】
- ⑦ 過去10年間に、製品又は役務の開発に2年以上従事し、一定の売上高要件又は支出要件を満たす者
【例：プログラマー・エンジニア・デザイナー等】
- ⑧ 過去10年間に、製品又は役務の販売又は提供に2年以上従事し、一定の売上高要件を満たす者
【例：営業従事者等】
- ⑨ 過去10年間に、会社の資金調達活動に2年以上従事し、会社が一定の資本金等要件を満たす者
【例：資金調達活動支援者等】

(3)専門性と貢献内容の関連性

(下記のいずれかを満たすこと)

- ① 製品・サービスの開発に貢献すること
- ② 事業拡大や販路拡大に貢献すること
- ③ 会社成長期の組織拡大に伴うガバナンス体制構築等に貢献すること

※各要件の詳細・申請方法等は申請の手引きを確認してください。